



病院図書館と著作権

静岡市立清水病院図書館 田引 淳子
NTT 東日本関東病院図書館 長谷川 湧子

I. はじめに

一般市民の健康に対する関心が高まるにつれ、医療への要望も大きくなってきている。医療従事者は高度な医療に対応するために、調査研究を行い、良質の医療を市民に提供するように努力をしている。著作権問題について、病院図書館員として基本的な理解をするために、今回は著作権法の歴史や最近の話題、病院図書館の立場、法令との関連について述べたい。

II. 著作権法の流れ

著作権法の成り立ちは、18世紀にパリで広まった大陸法的著作権法（大陸法）と18世紀の英国著作権法¹⁾に分けられると考えられる。大陸法では著作者を保護し、著作権者を絶対であるとする立場をとっているが、英国著作権法では学術の促進を図ることを優先している。日本の著作権法はフランスの大陸的著作権法に、アメリカは英国著作権法に準じている。

著作権の保護条約であるベルヌ条約は1886年に創設され、次の事項が決められた²⁾。

- ①著作者絶対主義（著作権者を最優先する）
- ②無方式主義（著作権者の権利は手続きを必要とせずに発生する）

TABIKI Junko

静岡市立清水病院図書館
〒424-8636 静岡県静岡市清水宮加三1231
e-mail: tabiki@shimizuhospital.com

HASEGAWA Yoko

NTT 東日本関東病院図書館
〒141-8625 東京都品川区東五反田5-9-22
e-mail: hasegawa@kmc.mhc.east.ntt.co.jp

(受理日：2004. 1. 14)

③内国民待遇の原則（外国人の著作物に自国民と同じ保護を与える）

④遡及効の原則（条約発効以前の著作物に適用）
何回か改正が行われたのち、1975年にパリ改正条約となった。日本は1899年に加盟している。

ベルヌ条約は、マルチメディアや図書館における複製については対応していない。ベルヌ条約を補う目的で1996年に採択されたのが世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization: WIPO）である。アメリカでは、著作物は学術の促進を図るべきであるとする立場を採っているため、ベルヌ条約に加入したのは1988年と最近になってからである。米国著作権法第107条はフェアユース（公正使用）の考え方を表しており、1976年に成文化された。非営利で学術や有用な技芸の進歩に貢献する目的であれば、著作権を有する著作物は、出典を明確にし、自由に用いてもよいとしている³⁾。このためアメリカでは著作権法をcopyrightsと呼んでいる。一方、ユネスコの主唱により、ベルヌ条約の加盟国と未加盟国の調整役を果たす万国著作権条約が、1952年に創設された。

日本は1956年に加盟している。この条約では、“©”と著作者及び発行年を示せば著作権保護の条件を満たしたものであるとしている²⁾。日本では著作権を補うものとして、著作権法30条、31条に適用除外を設けている。

III. 著作権にかかわる最近の話題

著作権にかかわる最近の話題として、国際図書館連盟（IFLA）の声明と、日本の議会図書館と大学図書館の対応例を挙げる。

1. IFLAの声明

IFLAは、2000年8月に「デジタル環境における著作権に関する国際図書館連盟の立場」と題する声明を発表した⁴⁾。マルチメディア時代の情報には、市民が無償でアクセスできるように、視聴覚障害者や知的障害者への著作権法上の差別を禁止している。また、コピー・プロテクションは著作物の利用を促進するようにしなければならないこととし、著作権者の権利と利用者の権利との均衡を重視し、情報を流通させる立場に立ち、この声明も著作物の利用を促進することを選択している。これからの図書館が向かうべき方向を表したものとして注目される。

2. 議会図書館の文献複写に関する見解

議会図書館とは、各都道府県や市町村の議会に設置されている図書館を指す。議会図書館では、著作権法第42条によって「立法または行政の目的のために必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる」との解釈に基づいて、裁判で必要とする資料を議員や議会職員を対象に複製することはできる。しかし、一般市民への複写に対する扱いについては、専門図書館協議会の著作権委員会において検討を重ね、2001年に次のような見解を出している。

「各議会図書室の設置目的を規定する文章に、その議会図書室が、立法や行政目的で資料を収集するだけでなく、公衆の研究調査目的にも資料を提供することで、法第31条に適用する図書館に該当することになる。」⁵⁾

3. 大学図書館における文献複写の対応

大学図書館は文部科学省の管轄下であり、病院図書館とは立場が違うが、文献複写の対応について参考にしたい。2003年1月30日に、国公私立大学図書館協力委員会から著作権法尊重態度の周知のお知らせが、実務要項として出された⁶⁾。

- (1) 容認する複写の範囲について周知するためにコピー機の周辺、図書館内に注意事項を掲示する。

(2) 周知内容

- ・著作物は全部でなく一部
- ・定期刊行物の論文の複写は発行後相当期間を経たもの
- ・コピー部数はひとりにつき一部のみ
- ・利用者の調査研究用に限る
- ・有償無償を問わず再複写や頒布はしない。

IV. 法令と病院図書館

病院図書館と著作権については、既に本誌に掲載したとおりであるが⁷⁾⁸⁾ 再度、病院図書館と法令について触れる。

1. 医療法、関連法令と病院図書館

病院における法的基盤は、医療法及び医師法等の医療関連法令である。病院の中に設置された図書館として、法律である医療法について、その内容と条項規定に留意しなければならない。1948年に現行法の基となる医療法が制定され、第1次医療法改正が実施された1985年から、時流に即した大きな改正が次々に行われた。1992年第2次改正では、医療の理念的な面からの患者サービスの改善が謳われ、医療情報の提供が条項に登場した。同時に特定機能病院が制度化された。1997年の第3次改正では、さらにインフォームド・コンセントに対する努力義務、地域医療支援病院が規定された。2001年の第4次改正では、医療における情報提供の推進、医師、歯科医師の臨床研修の必修化について改正された。

病院図書館では、資料を収集、整理し保存、管理を行い、利用者サービスを実施している。複写を行う業務もあり、著作権法、著作権施行令にも、注意を向ける必要がある。

現行の著作権施行令の制定の際、1971年4月に、文化庁より出された通知「著作権施行令の概要」の第1章留意事項(7)で、「本号および第五号の法令には、地方公共団体の条例は含まれるが、地方自治法第二条第3項第5号、医療法二十二条第一項の規定のように図書館施設の設置を抽象的に規定するにとどまっているものは、ここにいう法令に該当しないこと」とある。この通知が示してい

る1971年当時の医療法は、以下である。

医療法（1971年）

〔総合病院の法定施設等〕

第二十二條 総合病院は、前條に定めるものの外、左の各号に掲げる施設を有しなければならない。

（中略）

五 図書室

この項目にある総合病院は、現在では廃止となった。

地域医療支援病院にかかわる法令は、1997年に新しく規定され、二十二条という項目は同じであるが、以下のように内容が変更された。現在もこの条文どおりである。

医療法（1997年から現在まで）

〔地域医療支援病院の法定施設等〕

第二十二條 地域医療支援病院は、前條第一項（第九号を除く）に定めるもののほか、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

（中略）

八 図書室

1997年の改正で、「厚生労働省令の定めるところにより」、「人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。」が追加された。

政令とは内閣が発令する命令である。各省庁大臣名で公布するものも政令とみなされる。新しい臨床研修病院の省令が2003年6月に制定されたが⁸⁾、この省令の中にも図書館に関する条項が挙げられている。臨床研修病院の指定を受けるための申請書には図書・雑誌の蔵書数をはじめ、スペース、利用可能時間等、具体的に明記しなければならない。また、日本医療機能評価機構による医療機能評価を受審することとされている。この評価調査項目には「図書室機能」が含まれ、担当者が明確になっており、分類整理、文献検索及び

「文献入手の便宜が図られている」等の機能について、病院施設内での調査が行われ、評価が実施される。評価結果を公表することも目指すべきこととなっている。

最近の文献によれば⁹⁾、1971年に告示された文化庁通知に基づき、当時はまだ、実在していない法令の中の「地域医療支援病院」、「臨床研修指定病院」の図書館について、「政令に定める図書館にはならないようです。」という見解を紹介している。各省庁が出す通知は、すでに制定されている法令（この場合は、1971年時点で制定されているもの）について法的な制約を持つものであり、25年以上も経過した後に施行された法令への法的な制約、説明は成立し得ない。したがってこの見解には、法律的根拠がない。異なる分野の法令で抵触する時は、制定された年次の新しい法令が優位として、その規定が適用される。

なお、法令に関する表明を發表する場合は、公式見解であるか、個人的な意見であるかを明確にするため、官庁・役所名をはじめ、役職名、氏名の公表が必要となる。引用する場合もこの点を明確にすべきであろう。

2. 資料の複製が認められる図書館の条件

病院図書館が複写のできない図書館であるという意見もあるが、著作権法31条「図書館等における複製」、著作権施行令の「複製等が認められる図書館等」で列挙されている図書館が限定列挙であり、病院図書館が該当しないと断じる法的根拠は見当たらない。法的拘束力があるのは、法令による規定であり、理論的な根拠である。

資料の複製が認められる図書館の条件として、著作権施行令第1条の三①に明記されているように司書資格を持つ職員が置かれている図書館でなければならない。したがって法律である医療法に法定施設とされ、厚生労働省令の定めるところにより設置された図書館を持つ地域医療支援病院、特定機能病院、省令により、図書館が規定されている臨床研修指定病院で司書がおかれている病院図書館は、著作権法を適用され、資料の複製が認められる図書館と言える。

V. おわりに

著作権と法律は密接に関連する。法律知識の必要性とともに病院にとって最も重要な医療法、関連法令について、認識を深くしていただきたい。

著作物の保護を明記した著作権については、尊重しなければならないが、社会的意義が著作物の利用に存在する場合に、法適用を排除して著作物の利用の活性化を図るという著作権法の本質的な主旨も存在する。病院図書室研究会として、著作権については今後も関連する法令を確認しながら対応することとし、著作権への理解を深める活動をしていきたい。

参考までに研修会での会員アンケートのご意見を付ける。

付：著作権勉強会での参加者コメント

1. 研修会参加者数は82名であり、うちアンケート回答数は36名であった。著作権勉強会については、「大変よかった」「よかった」との回答の合計は27名であり、概ね好評であった。また、コメントを寄せた方は16名であり、コメント内容は以下のとおりである。
 - 1) 著作権、医療法、法令、政令などについて少し理解した、よく理解ができた、認識を新たにした 8名
 - 2) 臨床研修の省令や地域医療支援病院について認識を深めた 2名
 - 3) 難しいからと言って避けるのではなく真剣に考えるべき、今後も取り上げてほしい 2名
 - 4) 今後の方針についての説明、医療法のコピーを配布したことがよかった 2名
 - 5) 勉強不足だったと反省した 1名
 - 6) 歴史の講義は、資料の補足がもっとほしかった 1名

2. 上記の他に、アンケートの中で、今後の研修会で取り上げてほしいテーマ、その他のご意見として以下のコメントがあった。

- 1) 著作権のことを詳しく扱ってほしい 1名
- 2) 勉強会というのはよい。今後も行ってほしい 1名

引用・参考文献

- 1) 竺覚暁. デジタル時代の著作権. 専門図書館. 2001;187:1-5.
- 2) 慶應義塾大学図書館情報学科. 電子情報環境下における学術情報流通と著作権. 1998. 7.
- 3) 名和小太郎. デジタル技術と著作権. 情報の科学と技術. 1995;45(6):260-265.
- 4) 国際図書館連盟(IFLA)が著作権問題で意見表明 [引用2003-12-25] Available from URL <http://www.dcaj.org/d-con/leg/pdf/ifla.pdf>
- 5) 前園主計. 著作権に係る専門図書館の現状と問題点. 専門図書館. 2001;188:15-18.
- 6) 大学図書館における文献複写に関する実務要項 [引用2003-12-25] Available from URL <http://wwwsoc.nii.ac.jp/anul/Kdtk/yoko.pdf>
- 7) 長谷川湧子. 病院図書館と著作権. ほすびらり あん. 2003;28(1):28-31.
- 8) 長谷川湧子. 新たな臨床研修病院指定基準. ほすびらり あん. 2003;28(3・4合併号):280-281.
- 9) 黒澤節男. 図書館と著作権. 医学図書館. 2003;50(4):325-330.
- 10) 産業技術会議. 高度情報化政策と新技術—マルチメディア時代の到来. 1995;565-603.
- 11) 日本図書館協会著作権問題委員会/編著. 図書館活動と著作権Q&A. 日本図書館協会. 2000.

(本稿は、病院図書室研究会2003年度第2回研修会においての発表に加筆したものです。)